

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第8項に規定する総合化事業計画の認定に係る同意に関する基準（同意基準）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第8項の規定に基づき農林水産大臣から市長に対し、本市の市街化調整区域内における総合化事業計画の認定に係る協議があった際は、同計画に記載の農林水産物等の販売施設が、関係法令及び次に掲げる基準に適合するもの限り同意することとする。

農林水産大臣は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する総合化事業計画が市街化調整区域内におけるもので、当該計画に農林水産物等の販売施設が記載されているものを認定しようとするときは、法同条第8項の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市及び特例市の長を含む。）と協議し、同意を得なければならないこととされている。

そして、同施設に係る開発行為（建築行為を含む。）は、法第14条第1項の規定により、都市計画法第34条第14号に掲げる開発行為とみなされており、国による同法の運用通知第3では、上記同意のときには開発審査会の議を経ることは不要とされている。

したがって、市長が法第5条第8項の規定に基づき同意を行うにあたっての基準を次のとおり定めるものである。

1 適用対象

- (1) 申請者は、農業者、漁業者又はこれらの者が組織、構成する団体（法人を含む）若しくは農業協同組合及び漁業協同組合であること。
- (2) 法第5条第1項に規定する総合化事業計画について、農林水産省関東農政局と協議・調整が図られており、認定の見込みが確実であること。
- (3) 当該施設は、本市の農業又は漁業に係る実施計画等に整合したものであり、本市の農政部局と協議・調整が図られたものであること。

2 施設基準

- (1) 六次産業化法第 5 条第 8 項の規定に基づく総合化事業の用に供する施設のうち、六次産業化法施行令第 2 条に規定する農林水産物等の販売施設であること。
- (2) 予定建築物の規模等は、次に掲げる基準に適合していること。
 - ① 六次産業化法告示第 2 条第 3 号に規定する規模であること。
 - ② 都市計画法第 34 条第 4 号の運用基準に定めている施設を併設又は複合する場合の延べ面積の合計は、概ね 300 m²を超えないものとする。
 - ③ 予定建築物は、原則として平屋であること。
 - ④ 予定建築物の形態は、都市計画法、建築基準法等の形態制限に適合していること。

3 敷地基準

予定建築物の敷地は、次に掲げる基準に適合していること。

- ① 敷地が接する道路は、都市計画法第 33 条第 1 項第 2 号に規定する技術基準に適合させること。なお、都市計画法第 43 条第 1 項、第 41 条第 2 項及び第 42 条第 1 項に基づく建築許可の場合も準用する。
- ② 敷地面積は、3,000 m²未満であること。
- ③ 敷地内又は敷地の近隣に、予定建築物の規模及び来客数に応じた適正な規模の駐車場が確保されている計画であること。
- ④ 適正な土地利用の調整に関する条例（平成 17 年横須賀市条例第 50 号）第 30 条第 4 号に掲げる地域地区を含まないものであること。
- ⑤ 予定建築物の敷地は、申請者が所有権を有すること。やむを得ず借地とする場合は、予定建築物の耐用年数以上の賃貸借契約が締結されていること。

4 その他

- (1) 敷地に対し 20%以上の緑地の確保に努めること。
- (2) 予定建築物の形態意匠及び管理運営形態は、近隣に形成されている農漁業環境、市街地環境等に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。

(施行期日)

- ・本同意基準は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。